

児童福祉司職の 実務



秋田県子ども・女性・障害者相談センター

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

児童養育施設
児童相談所
児童福祉センター
児童相談所
児童相談所
児童相談所

秋田県児童福祉センター

◆ 児童福祉司職の配属先について

児童福祉司職は、児童相談所へ配属されることになります。児童相談所は、県内に3カ所設置され、家庭その他からの様々な子どもに関する相談に応じ、援助を行う機関です。

知事部局(健康福祉部)

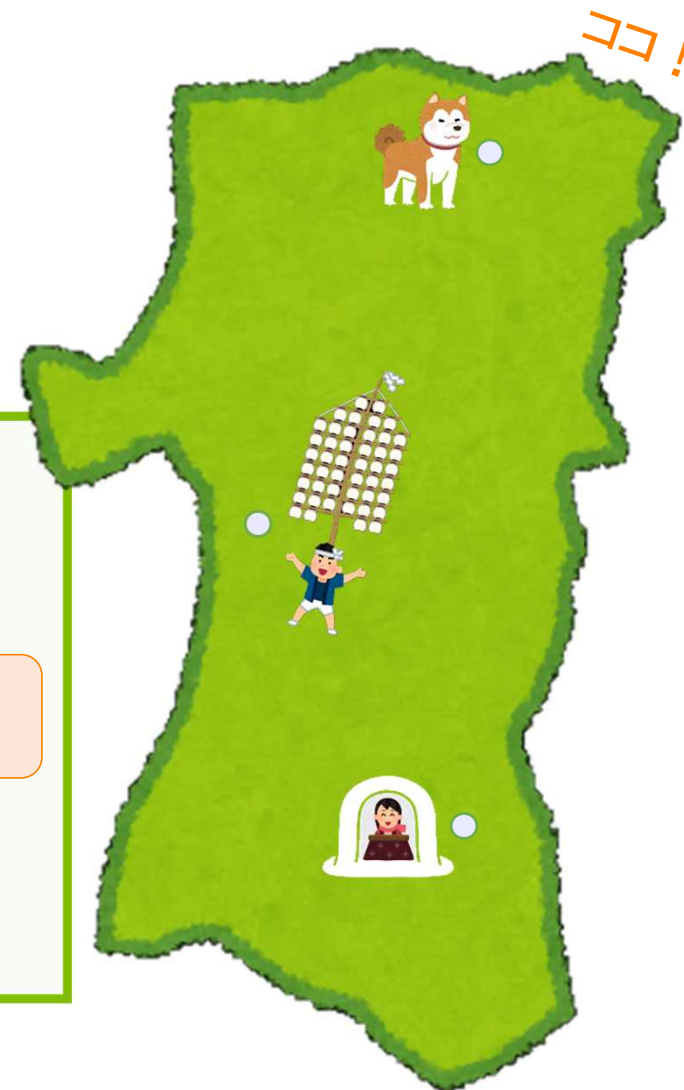
地域・家庭福祉課(本庁)

地方機関(児童相談所)

北児童相談所(大館市)

子ども・女性・障害者相談センター(秋田市)

南児童相談所(横手市)



◆ 児童福祉司職の主な業務内容

児童福祉司は、子どもや保護者等から、子どもの福祉に関する様々な相談に応じ、必要な調査、援助を行います。

ケースワークにおいては、家族をはじめ、関係機関との連絡調整において、中心的な役割を担います。

主な業務内容は次の4つに分類されます。

1 相談

2 調査・診断

3 支援・指導

4 関係調整



◆ 児童福祉司職の主な業務内容

1 相談

子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(例)
・電話相談
・来所・訪問相談

2 調査・診断

必要な調査、社会診断を行うこと

＊社会診断
調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

3 支援・指導

子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

4 関係調整

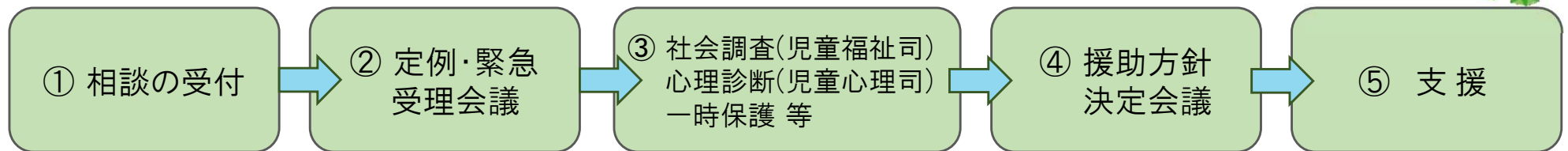
子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

◆ 児童福祉司職の実務 ～相談・援助業務～

児童福祉司が行う相談業務は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子ども及びその家庭等を支援することを目的としています。

そのため、児童福祉司は常に子どもの最善の利益を考慮し、業務を展開していく必要があります。

◎業務の流れ



① 相談の受付

保護者、市町村、警察、学校等関係機関等からの相談を、電話、来所等により児童福祉司が受け付けます。



② 定例・緊急受理会議

受け付けた相談に対し、児童福祉司が、毎週1回開催されている定例会議、緊急性が高い場合には随時開催される緊急会議において諮り、対応について協議します。



③ 社会調査(児童福祉司)・心理診断(児童心理司)・一時保護 等

子どもや保護者等との面談、学校や関係機関等からの状況確認を実施し、これまでの生活環境等を調査し、親子間の環境調整を行うこともあります。



④ 援助方針決定会議

社会調査、心理診断、一時保護所での生活等の状況を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した援助について協議します。



⑤ 支援

援助方針決定会議の結果を受けて、子どもやその家庭がより良い生活が送れるように様々な支援を展開していきます。

児童福祉司職の業務の様子



(記録作成の様子)



連絡

(電話相談の様子)



(面接の様子)

報告

(所内研修の様子)



(援助方針会議の様子)



相談

◆ 将来の職業を考えている皆さんへのメッセージ

児童福祉司職の“魅力”と“やりがい”

- ◆ 児童相談所では、児童福祉司だけではなく、心理判定職、行政職、保健師、保育士など、様々な知識・技術を持った職員と働くことができるため、専門職としての視野が広がります。
- ◆ 地域で暮らしている子どもや家庭等の課題解決に向けて、市町村、学校、警察等関係機関と協働して取り組むなど、多くの人と関わりながら仕事をすることで、自分が誰かの役に立っていると実感できます。
- ◆ 人事異動等により、県内3カ所(大館市・秋田市・横手市)で働くことになります。そのため、様々な土地の人や文化との出会いがあり、多くの経験や学びを深め、自身の可能性を広げることができます。
- ◆ 家庭を支援するにあたり、子どもや保護者と何度も面接を重ねていきます。面接中の雰囲気柔らかくなったり、今まで話せなかったことを初めて打ち明けられたりした時に、関係性を深められたやりがいを感じます。



こどもまんなか社会の実現のため、
ともに働いてくれる仲間を募集しています！
心からお待ちしています！

